

所得補償保険

万一、病気やケガで働けなくなった場合の
就業不能中の所得をカバーし、
あなたの生活をお守りします。

ご家族の生活のためにもご加入をおすすめします。



所得補償保険 4つの特長

病気やケガで入院・医師の指示に基づく自宅療養のために働けなくなったとき、月々の所得を補償します

ご加入時の医師の診査は必要ありません。
告知のみで加入できます。

(告知の内容によりご加入をお断りする場合や特別な条件付きで
ご加入いただく場合があります。)

ご病気で保険金を受けとつても
ご契約の継続OK!

※支払限度は通算で1,000日
保険金をお支払いするまで。



本人プラン

病気やケガで療養
(就業不能)したときが
補償対象です。



(精神性障害を原因とした就業不能は、保険金をお支払いできません。)

奥様入院プラン(専業主婦の方のみ)

専業主婦の方が保険期間中に
病気やケガで入院した時のみ
保険金をお支払いします。



- ・本人プランにご加入できる方は、2019年9月1日現在満69歳以下の山崎製パングループの従業員の皆さまとなります。(有期従業員・アルバイトの方は除きます。)
- ・本人プランの保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。
- ・就業不能が生じて保険金をお支払いする際、保険金額が平均月間所得額を上回っている場合には、上回る部分についてはお支払いできません。

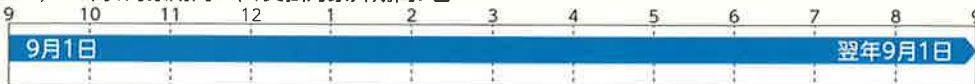
本人プラン お支払いの例 42歳の方が3口加入された場合

●支払対象外期間が7日間あります。

例えば9月24日から翌年1月15日まで就業不能となった場合のお支払い保険金は…

補償内容……月額 186,000円・年間2,232,000円、対象期間1年、支払対象外期間7日

●保険期間 (9月1日～翌年9月1日)



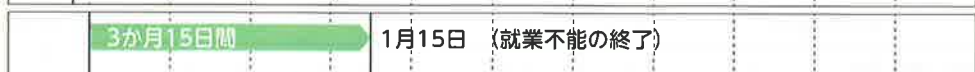
●働けない期間 (9月24日～1月15日)



●支払対象外期間 (9月24日～9月30日)
※支払対象外期間が7日間あります。



●就業不能期間(保険金をお支払いする期間)
(10月1日～1月15日)



お支払いする保険金

$$186,000円 \times \left(3\text{か月} + \frac{15\text{日}}{30\text{日}} \right) = 651,000円$$

●就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が
生じた場合は1か月を30日として日割計算をします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ④妊娠、出産、早産または流産
- ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの
- ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- ⑧地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガ
- ⑨精神性障害(気分障害(躁病、うつ病等を含みます。)、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因とした就業不能

(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけません。
※「ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。



加入プランの保険金額と保険料 (加入プランをお選びいただきます)

(保険期間1年、団体割引25% 対象期間1年 支払対象外期間7日)
[奥様入院プラン]家事従事者特約セット

本人プラン	
保険料	月額1口1,000円
満年齢	保険金月額
15歳～19歳	207,000円
20～24	131,000円
25～29	121,000円
30～34	97,000円
35～39	77,000円
40～44	62,000円
45～49	52,000円
50～54	45,000円
55～59	42,000円
60～64	40,000円
65～69	40,000円

奥様入院プラン(家事従事者の方のみ)		
保険料	月額1口500円	
満年齢	保険金月額	限度口数
20歳～24歳	111,000円	1口
25～29	98,000円	
30～34	80,000円	2口
35～39	64,000円	
40～44	51,000円	3口
45～49	43,000円	
50～54	37,000円	4口
55～59	34,000円	

◎所得補償保険を新規加入または増口される方は、告知書の提出が必要になります。

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2019年3月現在)
 ※保険金をお支払いする事故が発生した場合には、残りの期間の保険料をお支払いいただく場合があります。
 ※上記の保険料はご加入者の職務を問わず一律の保険料とするために、団体からご提供いただいた団体構成員全員の割合を用いて平均化した保険料です(加重平均料率)。加重平均料率は毎年見直しが行われ、その年の団体構成員の割合により、一部年齢区分で保険金額が変更となる場合がありますのでご注意ください。

- 保険金額は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更になります。

用語のご説明

用語のご説明の詳細は、「この保険のあらまし(契約概要のご説明)」15ページに記載されていますので、必ずご参照ください。

●就業不能とは

身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

●支払対象外期間とは

就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。

●対象期間とは

支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。

●就業不能期間とは

対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。

●平均月間所得額とは

支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

●家事従事者とは

主としてご自分のご家庭で炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方をいいます。パート等で給付所得がある場合でも、配偶者控除の対象となる場合は、奥様入院プランにご加入いただけます。奥様入院プランには、家事従事者特約がセットされています。